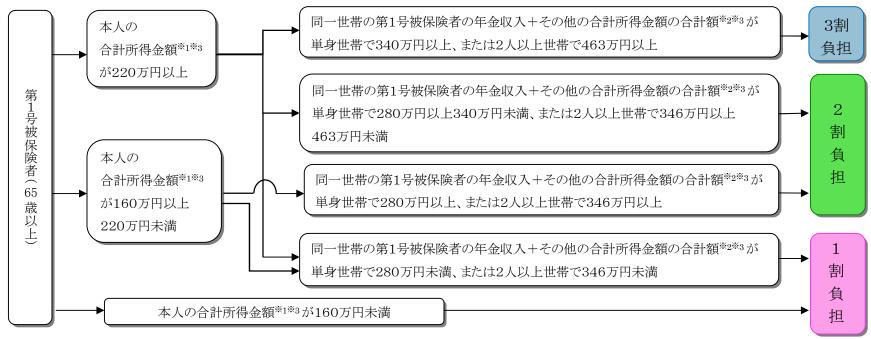
■利用者負担について

一定以上の所得がある人は、介護サービスの利用者負担が2割または3割になります。

<自己負担割合の判定基準>



第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)、市町村民税非課税の人、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担です。 保険料の未納があると給付減額措置がとられる場合がありますので、介護保険被保険者証の給付制限欄もご確認ください。 (例:1・2割→3割、3割→4割)

- ★合計所得金額とは収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額です。
- ※1給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合、その合計金額から 10 万円を控除します。※4
- ※2給与所得がある場合、給与所得(所得金額調整控除前)から10万円を控除します。※4
- ※3土地等の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、特別控除後の金額です。
- ※4控除後の金額がマイナスになる場合は、0円として取り扱います。